## 令和2年度公共スポーツ施設等活性化助成事業実施要綱

#### 第1 趣旨

一般財団法人地域活性化センター(以下「センター」という。)は、公益財団法人地域社会振興財団の交付金を財源に、公共スポーツ施設等の有効利活用を促進するためにその管理運営に創意工夫を凝らして実施するモデル的な事業に対する支援を行うことを目的として、この要綱の定めるところにより、公共スポーツ施設等活性化助成事業を行い、地域スポーツの振興と地域の活性化を推進する。

# 第2 助成対象団体

助成対象団体は次の各団体とする。

- (1) 市町村(特別区を含む。以下同じ)
- (2) 広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会

### 第3 助成対象事業

- 1 助成対象事業は、次の各事業とする。
  - (1)システム整備事業

公共スポーツ施設等の利用促進に資する効果的・効率的な利用システムを、新規に整備するもの又は抜本的見直しを行うものをいう。ただし、地方債等の特定財源が充当されるもの 及び施設整備に係るものを除く。

# (2) ソフト事業

公共スポーツ施設等の利用促進に資する、地域スポーツ活動を推進するためのソフト事業 又は健康増進に資するためのソフト事業をいう。ただし、地域医療機関が実施するものを除 く。

- 2 国又は地方公共団体の補助金を受けている事業は、対象外とする。
- 3 前項に類似する民間企業等により制度的支援を受けている事業は、対象外とする。
- 4 助成対象事業は、助成金の交付決定があった年度に完了する単年度事業とする。
- 5 助成対象施設は、助成対象団体が設置する体育館、陸上競技場、野球場、プール及び健康増進 に寄与する施設並びにそれらの複合施設のうち、事業終了年度までに運営を開始している施設と する。ただし、学校体育施設は、助成対象施設から除くものとする。
- 6 システム整備事業により、新たにシステムを設置した場合、助成対象団体は設置日から起算して5年間は当該システムの機能維持に努めなければならない。ただし、天災等により当該システムの機能維持が困難となった場合はこの限りではない。

#### 第4 助成対象経費

助成対象経費は、助成対象団体が助成対象事業を実施するために要する経費とする。

#### 第5 助成金

- 1 助成金の額は100万円を上限とする。ただし、システム整備事業(システム整備事業とソフト事業を併せて実施する事業を含む。)は300万円を上限とする。
- 2 助成金の額は、助成対象経費の100%以下とする。
- 3 助成金の額に1万円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てた額とする。

### 第6 助成の申請手続き

- 1 この要綱による助成を受けようとする市区町村の長、広域連合の長、一部事務組合の長又は地方自治法の規定に基づき設置された協議会の長(以下「助成対象団体の長」という。)は、都道府県知事を経由して、センター理事長に、令和元年12月9日までに助成申請書(別記様式1)を、2部提出するものとする。
- 2 前項の場合において、都道府県知事は、当該助成申請書に対し、意見(別記様式2)を付して センター理事長に送付するものとする。

### 第7 助成の決定等

- 1 センター理事長は、送付された助成申請書の内容を審査し、助成する事業及び助成金の額を決定するものとする。
- 2 前項の規定により助成を決定した場合は、センター理事長はその旨を、都道府県知事を経由して助成対象団体の長に通知するものとする。

## 第8 事業内容の変更

- 1 助成対象団体の長は、助成対象事業について、やむを得ない理由によりその内容について変更 を検討する段階で、直ちに変更内容とその理由をセンター理事長に相談しなければならない。な お、やむを得ない理由による事業内容の変更であっても、当初採択された事業目的に沿う変更で なければならない。
- 2 前項の相談の結果、変更を必要とする場合は、都道府県知事を経由してセンター理事長に変更 承認申請書(別記様式3)を提出し、事前に変更承認を受けなければならない。
- 3 前項の場合において、都道府県知事は、当該変更承認申請書に対し、意見(別記様式4)を付 して送付するものとする。
- 4 センター理事長は、助成対象団体が第2項に規定する変更承認を受けることなく事業を行った場合は、助成の内定又は決定を取り消し、若しくは助成金の額の一部を減額する。
- 5 変更により当該事業が採択された趣旨から逸脱する場合は、変更承認を受けられないものとする。

## 第9 実績報告

助成対象団体の長は、助成事業を完了し、助成金の交付を受けようとするときは、都道府県知事を経由してセンター理事長に、令和3年2月15日までに実績報告書(別記様式5)を、2部提出するものとする。

なお、提出期限までに事業が完了しない場合には、事前にセンターと協議し、事業完了後速やか

に実績報告書を提出するものとする。

# 第10 助成金の交付

センター理事長は、実績報告書を受理した後、その交付すべき助成金の額を確定し、その旨を都 道府県知事を経由して助成対象団体の長に通知するとともに、助成対象団体の長に助成金を交付す るものとする。

# 第11 その他

この要綱に定めるもののほか、事業の運営及びその他事業に関して必要な事項はセンターが別途定める。

附則

この要綱は、令和元年11月19日から適用する。